

全部取得条項付優先株式の取得に関する基準日設定公告

平成 23 年 12 月 8 日

株主各位

大阪市港区築港三丁目 7 番 15 号

大阪港振興株式会社

代表取締役社長 松田 正一

当社は、平成 23 年 12 月 6 日開催の取締役会において、平成 23 年 11 月 18 日開催の当社臨時株主総会における全部取得条項の付された当社優先株式（以下「全部取得条項付優先株式」といいます。）の取得に関する特別決議に基づき、平成 23 年 12 月 22 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された優先株式の株主様をもって、平成 23 年 12 月 26 日を取得日として、その保有する全部取得条項付優先株式（自己株式を除きます。）を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付優先株式 1 株につき、当社 A 種種類株式を 215,360 分の 1 株の割合をもって交付する株主様と定めることといたしましたので公告いたします。

以上